

市たばこ税納付書(手持品課税用)の記載の手引

市たばこ税納付書(手持品課税用)については、黒ボールペンを使用し、次の内容を記入してください。なお、大阪市ホームページで公開しているExcel形式のファイルをダウンロードされた場合は、パソコンで直接入力していただくこともできます。

大阪市 市たばこ税手持品課税納付書

検索

大阪市ホームページからダウンロードしたファイルを印刷し、手書きで記入される場合には、複写式になっておりませんので、お手数ですが、3枚の様式にそれぞれ記入していただくようお願いします。

令和2年10月1日税率引上げに係る市たばこ税(手持品課税)の納期限は、令和3年3月31日(水曜日)です。申告書の提出期限(令和2年11月2日(月曜日)までに所轄税務署へ提出)から納期限までに5か月間ありますので、納付をお忘れにならないようご注意ください。

なお、納付場所の詳細につきましては、納付書1枚目の裏面に記載がございますので、そちらをご覧ください。

(納付書記載例)

市区町村コード		271004	
大阪府		大阪府	
大阪府		大阪府	
口座番号		加入者	
00900-5-960001		大阪市会計管理者	
(営業所又は貯蔵場所の所在地、名称及び店舗名称)			
〒541-0055 大阪市中央区船場中央〇-〇-〇 〇〇マート 〇〇〇店			
(申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び代表者氏名)			
〒530-0005 大阪市北区中之島〇-〇-〇 株式会社〇〇〇 代表取締役 大阪 太郎 様			
年度	申告年	申告月	申告処理 処理回次
02	02	10	-
			台帳番号
申告区分			
<input checked="" type="radio"/> 申告 <input type="radio"/> 修正 <input type="radio"/> 修正 <input type="radio"/> 決定			
税額	百	十	億
			千
			百
			十
			万
			千
			百
			十
			円
延滞金			
過少申告・加算金			
不申告・重			
合計額			
			¥9266
納期限	令和3年3月31日		領収日付印
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)			

「たばこ税等の手持品課税納税申告書」に記載された内容を記入してください。

・個人の場合

「営業所又は貯蔵場所の郵便番号、所在地、名称及び店舗名称」

「申告者の住所又は居所及び氏名」

※「営業所又は貯蔵場所の所在地」と「申告者の住所又は居所」が同じ場合でも、両方に記入してください。

・法人の場合

「営業所又は貯蔵場所の郵便番号、所在地、名称及び店舗名称」

「申告者の住所又は居所、名称及び代表者氏名」

申告月が10月ではない場合には、「10」を二重線で訂正いただき、申告された月を記入してください。

(例:11月申告 →「~~10~~」)
11

該当する申告区分に○印を付けてください。Excel形式のファイルに入力する場合は、セルをクリックし、右に表示される▼から該当する申告区分を選択してください。

今回が、令和2年10月1日以降はじめての納付である場合は「申告」に該当します。

「たばこ税等の手持品課税納税申告書」に記載された市町村税の「⑪ 納付すべき税額」と同じ金額を記入してください。

合計額の欄のみ先頭に「¥」マークを記入してください。

◆納付すべき税額の計算方法については、裏面をご覧ください。

納付すべき税額の計算方法

市たばこ税(手持品課税)の税額は、製造たばこの所持数量に次の税率を乗じて計算します。

$$\boxed{\text{課税標準となる製造たばこの本数}} \times 0.43$$

※ 1円未満の端数が生じた場合には、端数を切捨てた額となります。

(計算例) 課税標準となる製造たばこの本数が、21,550本のとき。

$$21,550 \text{本} \times 0.43 = \underline{9,266.5 \text{円}}$$

1円未満の端数切捨て



市たばこ税(手持品課税)の税額 9,266円

※たばこ税およびたばこ特別税、道府県たばこ税、市町村たばこ税は、それぞれ端数処理が異なります。

(参考) 国のたばこ税およびたばこ特別税 … 100円未満を切り捨て、100円単位で算出します。

府たばこ税 … 1円未満を切り捨て、1円単位で算出します。

市たばこ税 … 1円未満を切り捨て、1円単位で算出します。

たばこ税等の手持品課税にかかる納付書は、**国税用(たばこ税およびたばこ特別税)、府税用(府たばこ税)、市税用(市たばこ税)の3種類**の納付書が同封されています。

税額の記入にあたっては、**納付書をお間違えにならないようご注意ください。**



子ども向けHP「わくわく市税教室」
キャラクター
税田ニャン吉先生

◆ 申告書の提出先は、営業所または貯蔵場所の所轄税務署です。

《お問い合わせ先》

市たばこ税の申告および納付書の記載方法について不明な点がございましたら、
大阪市船場法人市税事務所 課税担当 (TEL:06-4705-2933)
までお問い合わせください。